

2019年版「税務手帳」追録

(令和元年6月1日現在)

編集 日本税理士会連合会

東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館8階
郵便番号141-0032 電話03(5435)0931(代)

発行 株式会社 中央経済社

目 次

| | |
|---------------------|----|
| ● 令和元年度（平成31年度）税制改正 | |
| ① 法人税 | 1 |
| ② 所得税 | 17 |
| ③ 相続税・贈与税 | 20 |
| ④ 消費税 | 25 |
| ● 都道府県別健康保険料率 | 27 |

● 令和元年度（平成31年度）税制改正

① 法人税

1. 試験研究を行った場合の法人税額特別控除制度の整備

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除の見直し

- ① 税額控除割合について、税額控除割合の算出の基準となる増減試験研究費割合が8%（改正前：5%）で区分することとされ、それぞれの区分に応じ次の割合とされた。

（算式）

イ 増減試験研究費割合が8%を超える場合

税額控除割合（10%^(※)を上限）= 9.9% + {（増減試験研究費割合 - 8%）× 0.3}

（※）平成31.4.1から令和3.3.31までの間に開始する各事業年度については14%となる。

ロ 増減試験研究費割合が8%以下である場合

税額控除割合（6%を下限）= 9.9% - {（8% - 増減試験研究費割合）× 0.175}

- ② 税額控除上限額について、適用年度が設立の日とされる一定の日以後10年を経過するまでの期間内の日を含む事業年度に該当し、適用年度終了の時に於いて翌事業年度に繰り越される欠損金を有する一定の法人については、当該事業年度の調整前法人税額の40%相当額とされた。

(2) 中小企業技術基盤強化税制の見直し

- ① 中小企業者等が、改正後の中小企業者等とされた。
② 税額控除割合及び税額控除上限額について適用期限

が2年延長された。

- ③ 税額控除割合について、増減試験研究費割合が8%を超える場合には、次の割合とされた。

(算式)

税額控除割合 (17%を上限) = 12% + {(増減試験研究費割合 - 8%) × 0.3%}

- (3) 税額控除上限額の上乗せ措置の見直し

- ① 税額控除割合について、平成31.4.1から令和3.3.31までの間に開始する各事業年度において、試験研究費割合が10%を超える場合には、次の割合とする措置が追加された。

(算式)

税額控除割合 {(1)は14%, (2)は17%を上限) = (1)又は(2)の税額控除割合 + {(1)又は(2)の税額控除割合^(注1) × 控除割増率^(注2)}

(注1) (2)において、増減試験研究費割合が8%以下の場合には、税額控除割合は12%となる。

(注2) 控除割増率 (上限10%) = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5

- ② 適用期限が2年延長された。
- ③ (1)②の一定の法人の税額控除上限額について、平成31.4.1から令和3.3.31までの間に開始する各事業年度において試験研究費割合が10%を超える場合には、次により計算した金額とする措置が追加された。

(算式)

税額控除上限額 = 調整前法人税額の40%相当額 + 調整前法人税額 × {(試験研究費割合 - 10%) × 2}^(※)

(※) {(試験研究費割合 - 10%) × 2}は10%を上限

- (4) 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税

額控除（高水準型）は廃止された。

(5) 特別試験研究費の額に係る税額控除の見直し

① 税額控除上限額について、調整前法人税額の10%（改正前：5%）相当額とされた。

② 対象となる特別試験研究費の額に、次の要件を満たす企業間の委託研究に要する費用の額を加えることとされた。

イ 試験研究が委任契約等により委託するもので、その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものであること。

ロ 委任契約等において、その試験研究の成果が委託法人に帰属する旨その他一定の事項は定められていること。

ハ 次のいずれかを満たすこと。

(イ) 委託する試験研究の成果を活用して委託法人が行おうとする試験研究が一定の工業化研究に該当しないものであること。

(ロ) 委託する試験研究が受託法人の有する知的財産権等を活用して行うものであること。

③ 研究開発型ベンチャー企業（新事業開拓事業者等）との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への上記②の委託研究に係る税額控除割合を25%とすることとされた。

(6) 組織再編成がある場合の計算方法等の見直し

本制度の適用を受けようとする法人が合併法人等である場合など一定の場合における調整計算方法等について、所要の見直しが行われた。

2. 中小企業向けの租税特別措置の適用要件の整備

中小企業向けの租税特別措置の対象となる「中小企業」の範囲について、次のとおり見直しが行われた。

○中小企業者等の範囲

(1) 適用除外事業者の除外等

次の中小企業向け措置について、適用除外事業者に該当するものは、その適用対象から除かれることとされた。

- ① 中小企業者等の法人税率の特例
- ② 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除
- ③ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除
- ④ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除
- ⑤ 特定事業継続力強化設備等の特別償却
- ⑥ 特定地域における工業用機械等の特別償却（対象設備の取得等を新增設に係るものに限定する措置等に限る）

(2) 自己の株式又は出資の除外及び大規模法人の範囲の追加
次の中小企業向け措置においては、所有割合の計算について、その発行済株式又は出資の範囲から自己の株式又は出資を除外して計算することとされるとともに、大規模法人の範囲について、大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）による完全支配関係がある法人など、一定の法人が追加された。

- ① 上記(1)の②～⑥の措置
- ② 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除
- ③ 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除
- ④ 地方活力向上地域等において特定建物等の取得した

場合の特別償却又は法人税額の特別控除

- ⑤ 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除
 - ⑥ 法人税の額から控除される特別控除額の特例
 - ⑦ 被災代替資産等の特別償却
 - ⑧ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
- (3) 大規模法人の範囲の縮小

次の措置においては、所有割合の計算について、いわゆる事業承継ファンド（中小企業等経営強化法第23条第1項に規定する認定事業再編投資組合をいう）を通じて独立行政法人中小企業基盤整備機構から受けた出資については、大規模法人の所有する株式又は出資から除いて計算することとされた。

- ① 上記(1)②～⑤の措置
- ② 上記(2)⑦の措置

3. 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度の創設

青色申告書を提出する法人が、改正中小企業等経営強化法の施行の日から令和3.3.31までの間に、特定事業継続力強化設備等（その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものに限る）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これをその特定中小企業者等の事業の用に供した場合には、供用年度において、その特定事業継続力強化設備等の取得価額の20%相当額の特別償却ができることとされた。

4. 仮想通貨の譲渡損益及び時価評価損益等の整備

(1) 仮想通貨の譲渡損益

法人が仮想通貨の譲渡をした場合には、その譲渡に係る

譲渡利益額又は譲渡損失額は、原則として、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされた（合併等による資産の譲渡の規定の適用がある場合を除く）。

この場合の譲渡原価の額は、移動平均法又は総平均法により算出した1単位当たりの帳簿価額にその譲渡した仮想通貨の数量を乗じて計算することとされた。

(2) 仮想通貨の時価評価損益

法人が事業年度終了の時に有する仮想通貨のうち活発な市場が存在する仮想通貨（以下「市場仮想通貨」という）については、時価法により評価した金額をその時における評価額とし、自己の計算において有する場合には、その評価益又は評価損（以下「時価評価益又は評価損」という）をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされた。

なお、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入された仮想通貨の時価評価益又は評価損に相当する金額は、翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入（洗替処理）することとされた。

(3) 仮想通貨信用取引に係るみなし決済損益

法人が仮想通貨信用取引を行った場合において、その仮想通貨信用取引のうち事業年度終了の時に決済されていないものがあるときは、その時において決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下「みなし決済損益額」という）をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされた。

なお、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入された仮想通貨信用取引に係るみなし決済損益額に相当する金額は、翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入（洗替処

理)することとされた。

(4) その他所要の整備

- ① 棚卸資産の範囲から仮想通貨が除外された。
- ② 固定資産の範囲から仮想通貨が除外された。
- ③ 法人が、適格分割等により仮想通貨（自己の計算において有する仮想通貨に限る）を移転する場合など一定の場合における評価損益等の計算方法等について、所要の整備が行われた。

5. 組織再編税制に関する適格要件の見直し

組織再編税制に関する適格要件について、次のとおり見直しが行われた。

- (1) 合併、分割及び株式交換に係る適格要件のうち対価に関する要件について、対象となる合併法人等の親法人の株式に合併法人等の発行済株式の全部を間接に保有する関係がある法人の株式が追加された。
- (2) 株式交換等の後に株式交換等完全親法人を被合併法人とし、株式交換等完全子法人を合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、その株式交換等に係る適格要件のうち完全支配関係継続要件、支配関係継続要件及び親子関係継続要件について、株式交換等完全親法人との関係の継続は、その適格合併の直前の時までの関係により判定することとされた。

6. 役員給与の損金不算入

業績連動給与の手續に係る要件について、次のとおり見直しが行われた。

- (1) 報酬委員会及び報酬諮問委員会における決定等の手續について、次のとおり見直しが行われた。

- ① 業務執行役員が報酬委員会又は報酬諮問委員会の委員でないこととの要件が除外された。
 - ② 報酬委員会又は報酬諮問委員会の委員の過半数が独立社外取締役等であること及び委員である独立社外取締役等の全員が業績連動給与の決定等に係る決議に賛成していることとの要件が追加された。
 - ③ 報酬諮問委員会に対する諮問等を経た取締役会の決議による決定に係る給与の支給を受ける業務執行役員がその決定等に係る決議に参加していないこととの要件が追加された。
- (2) 監査役会設置会社における監査役の過半数が適正書面を提出した場合の取締役会の決議による決定及び監査等委員会設置会社における監査等委員の過半数が賛成している場合の取締役会の決議による決定の手続が除外された。

7. 適用期限の延長

- (1) 次に掲げる租税特別措置の適用期限を2年延長する。
- ① 中小企業者等の法人税率の特例（措法42の3の2）
 - ② 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の6）
 - ③ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除（措法42の11の2）
 - ④ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除（措法42の12の3）
 - ⑤ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除（措法42の12の4）
 - ⑥ 共同利用施設の特別償却（措法44の3）
 - ⑦ 医療用機器等の特別償却（措法45の2）

- ⑧ 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却（措法46の2）
- (2) 農業協同組合等の合併に係る課税の特例の適用期限を3年延長する（措法68の2）。

8. 特例措置の廃止

次に掲げる租税特別措置を廃止する（③は経過措置あり）。

- ① 特定都市再生建築物の割増償却（雨水貯留利用施設に係る措置）（旧措法47の2①③二）
- ② 新事業開拓事業者投資損失準備金（旧措法55の2）
- ③ 中小企業等の貸倒引当金の特例（公益法人等又は協同組合等に係る割増特例措置）（旧措法57の9③）

9. 対象純支払利子等《旧・関連者等に係る純支払利子等》の損金不算入の整備

- (1) 損金不算入額の見直し

損金不算入額は、次の算式により計算した金額とされた。

（算式）

損金不算入額 = 対象純支払利子等の額 - (調整所得金額 × 20%)

- (2) 対象となる純支払利子等の額の見直し

対象となる純支払利子等の額の範囲が見直され、関連者等に対する支払利子等のほか、第三者への支払利子等で我が国で課税されないものが本制度の対象に追加された。

- (3) 調整所得金額の見直し

調整所得金額について、所得金額を構成していた受取配当等の益金不算入額が除外される等の一定の見直しが行われた。

- (4) 適用免除基準の見直し

次のいずれかに該当する場合には、本制度を適用しないこととされた。

- ① その事業年度における対象純支払利子等の額が2,000万円以下であること。
- ② 内国法人及びその内国法人との間に発行済株式等の50%超を直接又は間接に保有する等の関係のある一定の内国法人のその事業年度における対象純支払利子等の合計額がこれらの内国法人の調整所得金額の合計額の20%に相当する金額を超えないこと。

(注) 令和2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、法人の同日前に開始した事業年度に係る法人税については、従来どおり適用される。

10. 超過利子額の損金算入の整備

(1) 超過利子額の損金算入の見直し

その事業年度における対象純支払利子等の額が調整所得金額の20%に満たない場合において、前7年以内に開始した事業年度に過大支払利子税制の適用により損金不算入とされた金額（以下「超過利子額」という）があるときは、その対象純支払利子等の額と調整所得金額の20%に相当する金額との差額を限度として、その超過利子額に相当する金額を損金の額に算入することとされた。

(2) 適用要件の見直し

上記(1)について、修正申告書又は更正請求書に損金の額に算入される金額等を記載した書類の添付がある場合にもその適用を受けることができることとされた。

(注) 上記(1)は、令和2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用される。上

記(2)は、令和2.4.1以後に確定申告書等（期限後申告書を除く）の提出期限が到来する法人税について適用され、同日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、従来どおり適用される。

11. 国外関連者との取引に係る課税の特例

- (1) 本制度の対象となる無形資産が、有形資産及び金融資産（現金、預貯金、売掛金、貸付金、有価証券、デリバティブ取引に係る権利等）以外の資産で、独立の事業者の間で通常取引の条件に従って譲渡・貸付け等が行われるとした場合に対価の額が支払われるべきものとされた。
- (2) 独立企業間価格の算定方法として、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF法）が加えられた。また、これに伴い、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類について所要の整備がされた。
- (3) 特定無形資産に係る国外関連取引（以下「特定無形資産国外関連取引」という）について、その特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となった事項についてその内容と相違する事実が判明した場合には、税務署長は、その特定無形資産国外関連取引の内容及びその特定無形資産国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情（その相違する事実及びその相違することとなった事由の発生の可能性（客観的事実に基づき、通常用いられる方法により計算されたものに限る）を含む）を勘案して、その特定無形資産国外関連取引に係る最も適切な方法により算定した金額を独立企業間価格とみなして更正等を行うことができることとされた（以下「価格調整措置」という）。

ただし、上記により算定した金額と特定無形資産国外関連取引の対価の額との差額が20%を超えていない場合は、

価格調整措置は適用されない。

① 特定無形資産

上記の「特定無形資産」とは、次に掲げる要件の全てを満たす無形資産をいう。

イ 固有の特性を有し、かつ、高い付加価値を創出するために使用されるものであること。

ロ 予測される金額を基礎として独立企業間価格を算定するものであること。

ハ 独立企業間価格を算定するための前提となる事項の内容が著しく不確実な要素を有していると認められるものであること。

② 適用免除要件

国税当局の当該職員が一定の書類の提出等を求めた日から一定期間以内に法人からその書類の提出等があった場合には、価格調整措置は適用されない。

- (4) 比較対象取引に係る利益率等の割合を参照する独立企業間価格の算定方法に係る差異調整について、比較対象取引と国外関連取引の当事者が果たす機能その他において差異（以下「調整対象差異」という）があり、調整対象差異のうちにより生ずる割合の差を定量的に把握することが困難な差異があるために必要な調整を加えることができない場合であって、その差異がその差異以外の調整対象差異につき必要な調整を加えるものとした場合に計算される割合に及ぼす影響が軽微であると認められるときには、いわゆる四分位法に基づく方法により差異調整を行うことができることとされた。

- (5) 独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類の提出等がない場合の推定課税における価格算定方法に、国外関連取引が行われた時に国税当局の当該職員が知り得

る状態にあった情報を基にしてDCF法により算定した金額を独立企業間価格と推定する方法が追加された。

- (6) 本制度に係る法人税の更正期間及び更正の請求期間等が7年（改正前：6年）に延長された。

(注) 令和2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、法人の同日前に開始した事業年度に係る法人税については、従来どおり適用される。

12. 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例

外国子会社合算税制について、次の見直しが行われた。

(1) 特定外国関係会社

① ペーパー・カンパニーの範囲

ペーパー・カンパニーの範囲から次の外国関係会社を除外することとされた。

イ 持株会社である一定の外国関係会社

ロ 不動産保有に係る一定の外国関係会社

ハ 資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社

② ペーパー・カンパニーの判定等における保険委託者特例等

イ 保険委託者特例の対象となる外国関係会社に関する「一の内国法人（保険業を主たる事業とするものに限る）によってその発行済株式等の全部を直接又は外国法人を通じて間接に保有されている外国関係会社である」旨の要件について、「一の内国法人（保険業を主たる事業とするもの又は保険持株会社に限る）及び当該一の内国法人との間に発行済株式等の全部を保有する等の関係のある内国法人（保険業を主たる事業とするもの又は保険持株会社に限る）によってその

発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている外国関係会社である」旨の要件に見直された。

ロ 特定保険受託者の要件に、その役員又は使用人がその本店所在地国において 保険業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事している旨の要件が追加された。

③ 事実上のキャッシュ・ボックスの範囲

事実上のキャッシュ・ボックスの範囲に、次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係会社が追加された。

イ 各事業年度における非関連者等からの一定の収入保険料の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が10%未満であること。

ロ 各事業年度における 非関連者等に対する一定の支払再保険料の合計額の関連者等収入保険料の合計額に対する割合が50%未満であること。

(2) 対象外国関係会社（非関連者基準）

保険業を主たる事業とする外国関係会社の非関連者基準の判定について、次の見直しが行われた。

① 特定保険委託者又は特定保険受託者の再保険に係る収入保険料のうち、一定の要件の全てに該当する再保険に係るものについて、関連者から収入するものに該当しないこととされた。

② 特定保険受託者に係る特定保険委託者は、関連者に含まれないものとはしないこととされた上で、特定保険受託者がその特定保険委託者から受ける業務委託手数料相当額について、関連者からの収入保険料に該当しないこととされた。

(3) 会社単位の合算課税制度における適用対象金額

現地法令基準を用いて適用対象金額を計算する場合の基

準所得金額は、外国関係会社の本店所在地国の法人所得税に関する法令の規定から次に掲げる規定（以下(4)及び(6)において「企業集団等所得課税規定」という）を除いた規定を適用して計算した外国関係会社の所得の金額に非課税所得等の金額の調整を加えた金額とすることとされた。

- ① 外国法人の属する企業集団の所得に対して法人所得税を課することとし、かつ、その企業集団に属する一の外国法人のみがその法人所得税に係る納税申告書に相当する申告書を提出することとするその外国法人の本店所在地国の法令の規定
- ② 無税国に本店等を有する等の外国法人の属する企業集団の所得に対して法人所得税を課することとし、かつ、その企業集団に属する一の外国法人のみがその法人所得税に係る納税申告書に相当する申告書を提出することとするその外国法人の本店所在地国以外の国又は地域の法令の規定
- ③ 外国法人の所得をその外国法人の株主等である者の所得として取り扱うこととするその外国法人の本店所在地国の法令の規定

(4) 適用免除基準における租税負担割合

① 所得の金額

外国関係会社の本店所在地国の外国法人税に関する法令の規定により計算した所得の金額は、当該法令の規定から企業集団等所得課税規定を除いた規定を適用して計算した外国関係会社の所得の金額に非課税所得等の金額の調整を加えた金額とすることとされた。

② 外国法人税の額

外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の外国法人税の額は、企業集団等所得課税規

定の適用がないものとした場合に計算される外国法人税の額とすることとされた。

(5) 部分合算課税制度における部分適用対象金額

次の①の金額から②の金額を減算した金額が、部分対象外国関係会社(外国金融子会社等に該当するものを除く)に係る部分合算課税の対象となる特定所得の金額に追加された。

- ① 収入保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額
- ② 支払保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額

(6) 二重課税調整

① 外国税額控除の計算

外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の外国法人税の額は、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合にその外国法人税に関する法令の規定により計算される外国法人税の額とすることとされた。

② 外国子会社からの配当等に係る二重課税調整の適用要件

内国法人が合算課税の対象となった外国法人等から受ける剰余金の配当等に係る二重課税調整について、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書(現行：確定申告書等)に益金の額に算入されない剰余金の配当等の額等を記載した書類の添付がある場合に限り、適用を受けることができることとする等の見直しが行われた。

② 所得税

1. 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等

この特例の適用対象者に、中小企業等経営強化法に規定する認定新規中小企業者等が認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って行う社外高度人材活用新事業分野開拓に従事する社外高度人材で、取締役等以外の者（その認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画の実施時期の開始等の日から新株予約権の行使の日まで引き続き居住者であること等の要件を満たす者に限る。以下「特定従事者」という）が追加され、次の措置が講じられた。

- (1) 特定従事者がこの特例の適用を受けて取得した株式を相続等により取得をした個人は、承継特例適用者に該当しない。
- (2) 特定従事者が、この特例の適用を受けて取得した株式の譲渡等をするまでに国外転出をする場合には、その国外転出の時に、その株式に係る新株予約権の行使の日におけるその株式の価額に相当する金額等によりその株式の譲渡があったものとみなして、所得税を課する。

(注) 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日以後に行われる付与決議に基づき締結される契約により与えられる特定新株予約権に係る株式について適用する。

2. 収用等の場合の譲渡所得の課税の特例

この特例の適用対象に、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する土地収用法の特例規定に基づ

いて資産が取用され、補償金を取得する場合は追加された。

(注) 令和1.6.1以後の取用について適用する。

3. 被相続人居住用財産の譲渡所得の3,000万円の特別控除

(1) この特例の適用対象に、被相続人の居住の用に供することができない特定の事由により相続の開始直前において被相続人の居住の用に供されていなかった場合（一定の要件を満たす場合に限る）におけるその特定の事由により居住の用に供されなくなる直前に被相続人の居住の用に供されていた家屋及びその家屋の敷地の用に供されていた土地等が追加された。

(2) この特例の適用期限が4年延長された。

(注) 平成31.4.1以後の譲渡について適用する。

4. 配偶者特別控除

居住者の配偶者が、給与所得者の扶養控除等申告書（従たる給与についての扶養控除等申告書を含む）又は公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象配偶者として給与等又は公的年金等に係る源泉徴収の規定の適用を受けている場合（その配偶者が、その年分の所得税につき年末調整の適用を受けた者である場合又は確定申告書を提出し、若しくは決定を受けた者である場合を除く）には、その居住者は、確定申告において配偶者特別控除の適用を受けることができないことになった。

(注) 令和2年分以後の所得税について適用する。

5. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

住宅の取得等が特別特定取得（住宅の新築取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれている消費税・地方消費税の税

率が10%であるものをいう)に該当し、かつ、その住宅取得等に係る家屋を令和1.10.1から令和2.12.31までの間にその者の居住の用に供した場合には、適用年が13年間とされ、次に掲げる家屋の区分に応じそれぞれ次の金額を適用年の11年目から13年目までの各年における住宅借入金等特別税額控除額として、この特別税額控除を適用することになった。

- (1) 一般の住宅(認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅以外の住宅)……次の金額のうち少ない金額
 - ① 特別特定住宅借入金等の年末残高(4,000万円限度)の1%相当額
 - ② その住宅の取得等で特別特定取得に該当するものに係る対価の額又は費用の額からその対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(以下「消費税額等相当額」という)を控除した残額(4,000万円限度)の2%相当額の1/3に相当する金額
- (2) 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅……次の金額のうち少ない金額
 - ① 認定特別特定住宅借入金等の年末残高(5,000万円限度)の1%相当額
 - ② その認定住宅の新築等で特別特定取得に該当するものに係る対価の額からその対価の額に含まれる消費税額等相当額を控除した残額(5,000万円限度)の2%相当額の1/3に相当する金額

③ 相続税・贈与税

1. 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設

認定相続人が、平成31.1.1 から令和10.12.31までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税を猶予する。

(注) 平成31.1.1以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用する。

2. 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の創設

- (1) 認定受贈者（18歳（令和4.3.31までの贈与については、20歳）以上である者に限る。以下同じ）が、平成31.1.1から令和10.12.31までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税を猶予する。
- (2) 認定受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者であっても、その贈与者がその年1月1日において60歳以上である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができる。
- (3) 猶予税額の納付、免除等については、相続税の納税猶予制度と同様とする。
- (4) 贈与者の死亡時には、特定事業用資産（既に納付した猶予税額に対応する部分を除く）をその贈与者から相続等に

より取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税を計算する。その際、都道府県の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予の適用を受けることができる。

(注) 平成31.1.1以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

3. 特定事業用宅地等に係る小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等（当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く）を除外する。

(注) 平成31.4.1以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用する。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については、適用しない。

4. 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

(1) 信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、当該信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができないこととする。

(注) 平成31.4.1以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用。

(2) 教育資金の範囲から、学校等以外の者に支払われる金銭

で受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料を除外する。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外しない。

(注) 令和1.7.1以後に支払われる教育資金について適用。

- (3) 信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において次のいずれかに該当する場合を除く）において、受贈者が当該贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等について本措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす。

- ① 当該受贈者が23歳未満である場合
- ② 当該受贈者が学校等に在学している場合
- ③ 当該受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(注) 平成31.4.1以後に贈与者が死亡した場合について適用する。

- (4) 教育資金管理契約の終了事由について、受贈者が30歳に達した場合においても、その達した日において上記(3)②又は③のいずれかに該当するときは教育資金管理契約は終了しないものとし、その達した日の翌日以後については、その年において上記(3)②若しくは③のいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年12月31日又は当該受贈者が40歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとする。

(注) 令和 1.7.1 以後に受贈者が30歳に達する場合について適用する。

5. 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、当該信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができないこととする措置等を講じた上、その適用期限を2年延長する。

(注) 平成31.4.1以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する。

6. 相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢

相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢を18歳未満（現行：20歳未満）に引き下げる。

(注) 令和 4.4.1以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

7. 受贈者の年齢要件

次に掲げる制度における受贈者の年齢要件を18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げる。

- ① 相続時精算課税制度
- ② 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例
- ③ 相続時精算課税適用者の特例
- ④ 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度（特例制度についても同様）

(注) 令和 4.4.1以後に相続若しくは遺贈又は贈与により

取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

8. 相続税における配偶者居住権等の評価額

(1) 配偶者居住権

建物の時価 - 建物の時価 × (残存耐用年数 - 存続年数) / 残存耐用年数 × 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

(2) 配偶者居住権が設定された建物（以下「居住建物」という）の所有権

建物の時価 - 配偶者居住権の価額

(3) 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利土地等の時価 - 土地等の時価 × 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

(4) 居住建物の敷地の所有権等

土地等の時価 - 敷地の利用に関する権利の価額

9. 特別寄与料に係る課税

(1) 特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、当該特別寄与者が、当該特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、相続税を課税する。

(2) 上記(1)の事由が生じたため新たに相続税の申告義務が生じた者は、当該事由が生じたことを知った日から10月以内に相続税の申告書を提出しなければならない。

(3) 相続人が支払うべき特別寄与料の額は、当該相続人に係る相続税の課税価格から控除する。

(4) 相続税における更正の請求の特則等の対象に上記(1)の事由を加える。

4 消費税

1. 臨時販売場に係る届出制度の創設

輸出物品販売場を経営する事業者が、臨時販売場の設置事業者としてあらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受け、臨時販売場を設置する日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「臨時販売場設置届出書」を提出した場合、当該臨時販売場において免税販売を行うことができることとされた。

(注) 令和 1.7.1 以後の取引について適用する。

2. 密輸品と知りながら行った課税仕入れに係る仕入税額控除の制限

課税仕入れに係る資産が納付すべき消費税を納付せずに保税地域から引き取られた課税貨物（いわゆる密輸品）であり、当該課税仕入れを行う事業者がその課税仕入れを行う際に、買い取る資産が密輸品であることを知っていた場合には、当該課税仕入れに係る消費税額について仕入税額控除制度の適用を受けることができないこととされた。

(注) ここでいう密輸品は、金又は白金の地金に限られず、密輸された全ての資産が対象となる。平成31.4.1以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用する。

3. 金又は白金の地金の課税仕入れを行った場合の本人確認書類の保存

事業者が「金又は白金の地金」の課税仕入れを行った場合において、その課税仕入れの相手方（売却者）の本人確認書類（運転免許証の写しなど）を保存しない場合には、当該課税仕入れに係る消費税額について仕入税額控除制度の適用を

受けることができないこととされた。

(注) 令和 1.10.1 以後に国内において事業者が行う課税仕
入れについて適用する。

都道府県別健康保険料率（全国健康保険協会）

（平成31年3月分～）

（単位：％）

| 都道府 県名 | 健康保険料率 | | 都道府 県名 | 健康保険料率 | |
|-----------|----------------------------|---------------------------|-----------|----------------------------|---------------------------|
| | 介護保険第2号 被保険者に該当 しない方 | 介護保険第2号 被保険者に該当 する方 | | 介護保険第2号 被保険者に該当 しない方 | 介護保険第2号 被保険者に該当 する方 |
| 北海道 | 10.31 | 12.04 | 滋賀県 | 9.87 | 11.60 |
| 青森県 | 9.87 | 11.60 | 京都府 | 10.03 | 11.76 |
| 岩手県 | 9.80 | 11.53 | 大阪府 | 10.19 | 11.92 |
| 宮城県 | 10.10 | 11.83 | 兵庫県 | 10.14 | 11.87 |
| 秋田県 | 10.14 | 11.87 | 奈良県 | 10.07 | 11.80 |
| 山形県 | 10.03 | 11.76 | 和歌山県 | 10.15 | 11.88 |
| 福島県 | 9.74 | 11.47 | 鳥取県 | 10.00 | 11.73 |
| 茨城県 | 9.84 | 11.57 | 鳥根県 | 10.13 | 11.86 |
| 栃木県 | 9.92 | 11.65 | 岡山県 | 10.22 | 11.95 |
| 群馬県 | 9.84 | 11.57 | 広島県 | 10.00 | 11.73 |
| 埼玉県 | 9.79 | 11.52 | 山口県 | 10.21 | 11.94 |
| 千葉県 | 9.81 | 11.54 | 徳島県 | 10.30 | 12.03 |
| 東京都 | 9.90 | 11.63 | 香川県 | 10.31 | 12.04 |
| 神奈川県 | 9.91 | 11.64 | 愛媛県 | 10.02 | 11.75 |
| 新潟県 | 9.63 | 11.36 | 高知県 | 10.21 | 11.94 |
| 富山県 | 9.71 | 11.44 | 福岡県 | 10.24 | 11.97 |
| 石川県 | 9.99 | 11.72 | 佐賀県 | 10.75 | 12.48 |
| 福井県 | 9.88 | 11.61 | 長崎県 | 10.24 | 11.97 |
| 山梨県 | 9.90 | 11.63 | 熊本県 | 10.18 | 11.91 |
| 長野県 | 9.69 | 11.42 | 大分県 | 10.21 | 11.94 |
| 岐阜県 | 9.86 | 11.59 | 宮崎県 | 10.02 | 11.75 |
| 静岡県 | 9.75 | 11.48 | 鹿児島県 | 10.16 | 11.89 |
| 愛知県 | 9.90 | 11.63 | 沖縄県 | 9.95 | 11.68 |
| 三重県 | 9.90 | 11.63 | | | |

- * 1. 40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者に該当する方）は全国一律の介護保険料（1.73％）が加わります。上記表の右欄になります。
- * 2. 各都道府県の保険料額表は、全国健康保険協会（協会けんぽ）のホームページ（<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>）に掲載されています。
- * 3. 健康保険組合に加入する方の健康保険料については、加入する健康保険組合にお問い合わせ下さい。

